



総合文化祭

11月13日(土)、14日(日)の2日間にわたり、総合文化祭が開催されました。

総合センター大ホールで行われたのど自慢大会では、立ち見が出るほどの大盛況ぶり、会場をわかせていました。

当日は、あいはら友子さんの講演会や各種模擬店などが催され、たくさんの方でにぎわいました。



ときわ会 文化祭

11月1日～3日、第2サンライズマンション集会室で、ときわ会の文化祭が催されました。マンションにお住まいの60歳以上の有志からなる、ときわ会のみなさんが制作した絵画や陶芸、写真などが展示され、期間中100人を超える方が来場し、各作品を鑑賞しました。



位置図

(さいたま葛蒲線～県活前交差点)



埼玉県伊奈新都市建設事務所では、現在、都市計画道路内宿駅通線の歩道整備を進めています。

この道路は「人々が集う緑豊かなシンボル」とし、全線の延長約990mにわたって、歩道脇に街路樹の植栽を計画しています。そこで、どのような街路樹がよろしいか、皆様からご意見を募集します。

なお、街路樹の選定は、皆様のご意見をもとに、町と協議し決定する予定です。皆様のご意見および選定結果は、同事務所のホームページで公表します。

(アドレス<http://www.pref.saitama.lg.jp/A08/BK01/index.htm>)
応募方法 希望街路樹名とその理由、住所・氏名・年齢・電話番号を明記のうえ、官製はがきまたはメールで応募してください。

あて先 〒362-0806 伊奈町大字小室9454-1

埼玉県伊奈新都市建設事務所 工務担当

メール n221175@pref.saitama.lg.jp

応募期間 12月末日まで

※参考 ○好ましい街路樹—伊奈町に自然植生する生態にやさしい樹木(ケヤキ、シラカシ、イチヨウなど)
×好ましくない街路樹—外来種、なしに影響を与えるジャクシン類など

伊奈新都市建設事務所 工務担当 ☎722-1175

内宿駅通線(記念公園通り)の街路樹についてみなさんのご意見を募集します

年末調整や確定申告(住民税申告)用の国保税納付額証明の必要な方へ...

平成16年1月～12月までの間に納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となりますので、年末調整や確定申告の際は忘れずに申告しましょう。

さかのぼって納めた分、半額免除の承認を受け半額を納めた分、家族のために納めた分、免除や学生納付特例期間を追納した分も対象となります。

確定申告の際は、領収書の金額を確認のうえ記入してください。国民年金保険料の領収書は再交付できませんので大切に保管しましょう。納付証明書が必要な場合は社会保険事務所までお問い合わせください。

年末調整や確定申告(住民税申告)用の国保税納付額証明が必要な方は、国民健康保険の保険証または免許証等の身分を確認できるものを持参のうえ、保険年金課にお越しただくか、郵送依頼をしてください。

電話でのお問い合わせには、国保加入者の確認ができない場合がございます。

大宮社会保険事務所
048-652-4711

ため、お答えできませんのでご了承ください。

なお、平成16年中に納付した金額は、納税通知書の領収日付が平成16年中のものであれば、その金額を合計して申告することができます。

※納付額証明の添付は必要ありません。

国民健康保険係 ☎2161

保険料の種類	期間	保険料額
定額保険料	平成16年1月～12月	1か月13,300円
定額+付加保険料	平成16年1月～12月	1か月13,700円
半額免除期間保険料	平成16年1月～12月	1か月6,650円
1年前納(定額)	平成16年4月～平成17年3月	156,770円
半年前納(定額)	平成16年4月～9月 平成16年10月～平成17年3月	79,150円
1年前納(定額+付加)	平成16年4月～平成17年3月	161,480円
半年前納(定額+付加)	平成16年4月～9月 平成16年10月～平成17年3月	81,530円

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成16年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・納付書・社会保険事務所から送られた案内状(はがき)等を持参してください。そのほか年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時 12月21日(火) 10時～15時
場所 役場3階 第3会議室
年金係 ☎2164

年金相談

年末調整や確定申告の際は国民年金保険料を忘れずに!

医療機関にかかるときは忘れずに持っていきましょう

保険医療の種類	持っていくもの
国民健康保険の方	・国民健康保険被保険者証
昭和7年10月1日以後の70歳以上の方	・加入している健康保険の被保険者証 ・加入している健康保険の高齢受給者証
昭和7年9月30日以前の70歳以上の方	・加入している健康保険の被保険者証 ・老人保健法医療受給者証(白色3つ折り)
昭和9年12月2日から昭和10年12月31日までに生まれた方(所得制限以内の方)	・加入している健康保険の被保険者証 ・老人医療費受給者証(所得制限で非該当の方には発行してありません)
乳幼児医療(小学校就学前まで)	・加入している健康保険の被保険者証 ・乳幼児医療費受給者証(所得制限で非該当の方には発行してありません)
重度心身障害者医療	・加入している健康保険の被保険者証 ・重度心身障害者医療費受給者証
ひとり親家庭等医療	・加入している健康保険の被保険者証 ・ひとり親家庭等医療費受給者証

受診した医療機関の窓口での確認ができなかったり、遅れるとその制度の適用が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

国民健康保険係・医療係 ☎2162